

(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人 喜清会

スマイルホーム西井堀 短期入所生活介護

スマイルホーム西井堀 （介護予防）短期入所生活介護

重要事項説明書

< 令和 7 年 10 月 1 日 現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3692-8600 （9 時～18 時まで）

担当 生活相談員

2 法人および事業所の概要

(1) 法人概要

法人名	社会福祉法人 喜清会
法人所在地	東京都葛飾区奥戸 3 丁目 24 番 15 号
電話番号	03-3692-8600
代表者氏名	梅澤 克巳
設立年月日	平成 27 年 12 月 25 日

(2) 事業所概要

事業所の種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
事業所の名称	スマイルホーム西井堀 短期入所生活介護
管理者名	千葉 純子
介護保険指定番号	1372207819
所在地	東京都葛飾区奥戸 3 丁目 24 番 15 号
電話番号	03-3692-8600
FAX 番号	03-5875-7621
メールアドレス	k.kiseikai2@trad.ocn.ne.jp
ホームページ URL	http://www.tokyokiseikai.or.jp
開設年月日	平成 29 年 6 月 1 日
ユニット数	2 ユニット
入所定員	24 名（1 ユニット 12 名）

(3) 事業所の設備の概要（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護定員 24 名）

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	24室	1 ユニット12名（計2ユニット）
共同生活室（食堂）	2室	各ユニットに1室
共同トイレ	6室	各ユニットに3室
浴室	2室	一般浴槽2基 特殊浴槽（特養と兼用）
医務室	1室	1階

※各居室内には、洗面台、タンス、テレビが備え付けてあります。

※居室の変更につきましては、原則行えません。

但し、ご利用者の心身の状況により居室の変更をする場合があります。その際には、ご利用者や代理人等と協議のうえ決定いたします。

(3) 同施設の職員体制及び職務内容

① 管理者 1 人（9 時～18 時 勤務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 医師 1 人（非常勤）

医師は、ご利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

③ 生活相談員 2 人以上（9 時～18 時 勤務）

生活相談員は、ご利用者及び代理人等からの相談に応じ、必要な助言その他援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

④ 看護職員 4 人以上（9 時～18 時 勤務）

看護職員は、ご利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

⑤ 介護職員 52 人以上（24 時間交代制勤務）

介護職員は、ご利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

⑥ 管理栄養士 1 人以上（9 時～18 時 勤務）

管理栄養士は、食事の献立作成、ご利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

⑦ 機能訓練指導員 1 人以上（9 時～18 時 勤務）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

⑧ 調理員 業務委託

調理員は、献立に基づき、食事を調理し、配膳を行う。

⑨ 事務職員 2 人以上（9 時～18 時 勤務）

事務職員は、必要な事務を行う。

⑩ 介護支援専門員 2 人以上（9 時～18 時 勤務）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

※勤務体制は状況に応じて変更する場合があります。

3 法人理念及び運営方針

(1) 法人理念

ご利用者に対し自立を支援し、良質で高度な介護サービスを提供するとともに、ご利用者及びその家族が高い満足度を得られる事を目指します。また、社会福祉事業を積極的に推進し、地域社会の発展に貢献します。

(2) 運営方針

ご利用者の人生がより輝いたものになるために、「安心・安全・ふれあい・生きがい・幸せ」の5つをテーマに掲げ、それぞれのテーマに対して、ご利用者ご家族の期待を超えるサービスを提供していきます。

安心	快食・快便・安眠をモットーにご利用者の日常生活リズムを大切にしたサービスを提供していきます。
安全	衛生環境や見守り環境を整え、ご利用者が安全に過ごすことができる環境やサービスを提供していきます。
ふれあい	人と人との繋がりや家族のような温かい関係を構築できる心地の良い環境やサービスを提供していきます。
生きがい	ご利用者の趣味や特技等の頑張りをしっかりと把握し、維持・向上をさせていくサービスを提供していきます。
幸せ	ご利用者の夢や希望をしっかりと引き出し、その実現に向けて全力でサポートしていきます。

4 医師の意見書

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスご利用時には、ご利用者の健康状態を把握し適切な援助を行うため、かかりつけ医師の介護認定に係る意見書をご提供いただきます。

5 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス内容

サービス内容に関しては以下の通りとなります。

① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、事業所は、ご利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」を作成し、ご利用者およびご家族に説明し同意をいただきます。

② 食事

ご利用者の嚥下状態を考慮し食事の提供を行います。

朝食… 8時～ 9時

昼食…12時～13時

夕食…18時～19時

③ 入浴

1 週間の利用で 2 回の入浴になります。但し、身体状況に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。

④ 介護

必要に応じ下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事、入浴等の介助、口腔ケア、体位交換、シーツ交換、移動・移乗介助 等

⑤ 機能訓練

機能訓練指導員がご利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を実施いたします。

⑥ 生活相談

介護以外の日常生活に関する事等もご相談いただけます。

⑦ 健康管理

事業所内看護師が健康管理を行います。

また、体調の変化等があった場合は、代理人等に連絡をさせていただきますので、かかりつけの医師に連絡していただく等のご協力をお願い致します。ご利用中でも、状態によってはご帰宅頂く場合もございます。

嘱託医 医療法人社団吉心会
 にいほりクリニック
 東京都江戸川区新堀 1 丁目 38 番 11 号
 TEL : 03-5243-4141

協力病院 東京曳舟病院
 東京都墨田区東向島 2 丁目 27 番 1 号
 TEL : 03-5655-1120

 イムス東京葛飾総合病院
 東京都葛飾区西新小岩 4 丁目 18 番地 1 号
 Tel : 03-5670-9901

 金町中央病院
 東京都葛飾区金町 1 丁目 9 番地 1 号
 Tel : 03-3607-2001

坂本病院
東京都葛飾区西新小岩 4 丁目 39 番地 20 号
Tel : 03-3691-2500

第一病院
東京都葛飾区東金町 4 丁目 2 番 10 号
Tel : 03-3607-0007

⑧ 栄養ケアマネジメント

管理栄養士がご利用者の身体状況、栄養、嗜好に配慮し、ご利用者にあわせた支援を行います。

⑨ 訪問理美容サービス

希望の方は、訪問理美容にて理美容サービスを行います。訪問理美容サービス業者からの請求により実費負担となります。

⑩ レクリエーション

ご利用者一人ひとりの意向を尊重し、レクリエーションを実施いたします。費用が発生した場合の料金は実費負担となります。

⑪ その他のサービス

介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金が発生いたします。

6 サービス利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)へお申し込みください。介護支援専門員が申し込みの手続きを代行します。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は当月の2ヶ月先までご予約いただけます。(例：4月1日より6月分の受付が開始されます)

また、契約締結にあたってのご説明は訪問またはご来所での説明となります。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を終了される場合は、文書にてお申し出ください。

②その他

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合。
- ・ご利用者の行動が、他のご利用者又は職員の生命に危害を及ぼし、またはその危害の切迫した恐れがあり、かつ短期入所生活介護における通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき。

- ・ご契約者及び後見人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。この場合、事業者は文書で通知することにより即座にサービスを終了することができるものとします。また、契約終了後の予約は無効となります。

*サービス利用にあたっての禁止行為

- ①事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
 - ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
 - ③ご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること
- ・やむを得ない事情により、事業所を閉鎖または縮小する場合。

(3) サービス利用契約の自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ① ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② ご利用者がお亡くなりになった場合
- ③ 介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

7 利用料金

- (1) サービス利用料金は【別紙 2-1】に定める自己負担分をお支払いいただきます。
- (2) 事業所は、ご利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- (3) ご利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【別紙 2-1】を作成し、お互いに取り交わします。
- (4) ご利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業所に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

【お支払方法】

毎月月末締め、翌月 15 日に当月分の請求書を発行いたします。請求書発行月の 26 日（土、日祝日に当たる場合は翌営業日）に指定の銀行口座より自動口座振替をさせていただきます。振替が出来なかった場合、指定の口座へお振込みいただきます。お支払い確認後、領収書の発行を行い、翌月の請求書と一緒にご郵送いたします。領収書の再発行はできませんので、大切に保管ください。

【お振込口座】

銀行名	青和信用組合 奥戸支店（店番 007）
口座番号	普通預金 0456553
口座名義	社会福祉法人喜清会 理事長 梅澤 克巳
口座カナ	フク) キセイカイ

8 事業所利用にあたっての留意事項

- | | |
|-----------|---|
| ① 面会 | 原則 8 時～20 時の間、自由に面会できます。
事務所で所定の用紙に氏名等をご記入ください。
体調不良の方の面会はお控えください。 |
| ②外出 | 外出等の際は、ご予約について担当職員までお申し出いただけます。また、外出等の付き添い、送迎はご家族でお願いいたします。 |
| ③医療機関への受診 | 医療機関への受診の付き添い、送迎は原則ご家族でお願いいたします。 |
| ④飲酒、喫煙 | 健康上の理由で医師が禁止した場合を除きできます。
ただし、所定の場所以外での喫煙はご遠慮ください。
なお、火器(ライター、マッチ等)につきましては危険が伴いますので、職員でお預かりいたします。 |
| ⑤設備、器具の利用 | 居室及び共用スペース、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。故意又は無断で事業所・設備に損害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出した場合には、ご利用者もしくはご家族の自己負担により現状に復しただくか、又は相当な代価をお支払いいただきます。 |

⑥所持品の持ち込み

以下の持ち込みは禁止とさせていただきます。

- ・凶器（刃物、ナイフ、はさみ、かみそり）
- ・高価な貴金属類、現金
- ・火器（マッチ、ライターは事業所でお預かりします）
- ・ペット 等

※携帯電話のお持ち込について

携帯電話のお持ち込みは可能です。ご使用は、共同生活の為、ご面会の方も同様に、本人様の居室にてご使用いただけますようお願い致します。

また、携帯電話のお持ち込みはご自身で操作が出来る方に限ります。職員が充電等の操作をする事はできません。

※食品の持ち込みについて

お持ち込みは可能です。お持ち込みの際は、衛生管理等の観点から、職員にお声かけ下さい。

医師の指示により制限のある方のお持ち込みは出来ません。

※お荷物の保管について

サービスご利用期間外のお荷物の保管は行えません。

⑦身体拘束の禁止

身体拘束は、原則として行いません。万一、身体 の安全確保のためなど、やむを得ない場合には、事前にご入居者及びそのご家族へ説明し同意を得たうえで一時的に行なうことがあります。但し、真に緊急の際には、ご家族の同意なくとも身体拘束を行い、事後にご家族への説明・同意をいただきます。

⑧宗教活動等

原則として、ご利用者の自由ですが、施設内での布教活動及び政治活動等は一切お断りします。

⑨迷惑行為の禁止

けんか、口論、泥酔等、他人に迷惑をかけることや、事業所の秩序、風紀を乱すこと、安全衛生を害する事は、ご利用者、ご面会の方共に、禁止とさせていただきます。

9 緊急時の対応方法

事業所は、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護のサービス提供時、ご利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医及び関係医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

10 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 人命尊重を基本に、避難を最優先します。
- (2) 防災設備 自動火災通報設備・スプリンクラー・消火器・屋内消火栓・誘導灯等を設置しています。また災害時には、5階 防災拠点型地域交流スペースを福祉避難場所として活用いただけます。
- (3) 避難訓練 消防法の定めにより実施します。
自主訓練 月 1回
総合訓練 年 2回
- (4) 防火管理者 管理者 千葉 純子

11 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 苦情受付担当者 相談支援課 三ツ橋 雄希
苦情解決責任者 管理者 千葉 純子
- (2) 受付時間 9時～18時
- (3) 電話番号 03-3692-8600
- (4) その他、苦情受付相談窓口
当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口は下記の通りとなります。

・東京国民健康保険団体連合会

住所：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11階
電話：03-6238-0177

・葛飾区福祉サービス苦情調整委員会

住所：東京都葛飾区立石 5-13-1（区福祉部福祉管理課）
電話：03-5654-8243

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護ご利用にあたり、ご利用者に対して
契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

< 事業者名 > 社会福祉法人喜清会
スマイルホーム西井堀 短期入所生活介護
(指定番号：1372207819)

< 所在地 > 東京都葛飾区奥戸 3 丁目 2 4 番 1 5 号

< 管理者 > 施設長 千葉 純子 印

< 説明者 > _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業所からこれから利用する短期入所生活介護・
介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

契約締結日：_____年_____月_____日

【契約者】

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ 印

【代理人】

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ 印

< 続 柄 > _____

